

株主の皆様へ

東京都港区六本木六丁目8番10号  
株式会社モブキャストホールディングス  
代表取締役 CEO 藪 考 樹

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大の影響は続き、株主総会当日も未だ収束していないことが予想されます。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、同封の議決権行使書（葉書）に賛否をご表示いただき、3月24日（木曜日）午後7時までに到着するようにご返送いただくか、又は、同封の招集ご通知3頁から4頁に記載のご案内をご参照の上、インターネットにより3月24日（木曜日）午後7時までに賛否のご入力を終えていただくか、いずれかの方法により議決権を行使いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、上記の行使期限までに議決権を行使してください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号  
東京ミッドタウン カンファレンス Room 7  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  1. 第18期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第18期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 定款一部変更の件
- 第 2 号 議 案 取締役5名選任の件
- 第 3 号 議 案 補欠監査役1名選任の件
- 第 4 号 議 案 会計監査人選任の件

#### 4. 議決権の行使等についてのご案内

3頁から4頁の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(アドレス<https://mobcast.co.jp/ir/shareholder-meeting/>)に掲載することにより開示しております。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類は、添付書類記載のもののほか、上記連結注記表および個別注記表が含まれております。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます予定です。

## 【議決権の行使等についてのご案内】

### (1) 議決権の行使に関する事項

- ① 書面による議決権の行使において議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ② 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### (2) インターネットによる議決権行使のご案内

#### ① 議決権行使サイトについて

ア. インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

イ. パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を設定されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

#### ② インターネットによる議決権行使方法について

##### ア. パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

##### イ. スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行う

ことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
  - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記② ア. パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金）は株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通信料無料）

(添付書類)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

2021年12月期連結会計年度において当社は、前連結会計年度に引き続き、各社ごとにおける戦略に沿って、売上、利益の拡大を図るとともに、エンターテインメント分野における新たな事業領域への拡大を目指し新規の投資案件を継続して探しております。なお、当社が保有しておりました株式会社トムスの株式については、2020年6月26日に80%を譲渡し、2021年2月12日に残数全てを譲渡いたしました。

##### モバイルゲーム事業

モバイルゲーム事業につきましては、前連結会計年度において、当社の子会社である株式会社モブキャストゲームスを存続会社として株式会社ゲームゲートを吸収合併しました。それに伴い、株式会社ゲームゲートの得意分野であるアニメ等のIP領域でのゲームを中心としたデジタルコンテンツのプロデュースを戦略の軸として進めております。

当連結会計年度の売上につきましては、「転生したらスライムだった件～魔国連邦創世記（ロードオブテンペスト）～」は、2021年10月に競合となる同タイトルの新ゲームの配信が開始されたことにより11・12月は影響を受けたものの、年間を通じては、TVアニメ放映に伴う各種連動施策の実施により前連結会計年度実績を大幅に上回りました。これに加えて、プロ野球最強オースター編成バトル「モバプロ」の売上は年間を通じて堅調に推移し、また、当連結会計年度に配信を開始しました「盾の勇者の成り上がり～RERISE～」および「sin 七つの大罪 X-TASY」の2タイトルの売上も配信開始以降順調に推移しました。加えて、ゲーム間コラボレーション企画等のプロデュース施策を複数件講じたことにより、売上高は1,747,304千円（前連結会計年度の売上高は2,928,509千円）となりました。さらに、前連結会計年度においてモバイルゲーム事業の体質改善を行い、引き続きコスト削減を推し進めたこともあり、当連結会計年度の営業利益は94,881千円（前連結会計年度は営業損失21,685千円）となりました。

## キッチン雑貨事業

キッチン雑貨事業を営む株式会社ゆとりの空間は、雑誌やテレビなどのメディアでなじみ深い料理家の栗原はるみ氏が暮らしを楽しむコツやライフスタイルを提案する生活雑貨ショップ「share with Kurihara harumi」とレストラン&カフェ「ゆとりの空間」をプロデュースし、オリジナルの食器やキッチン雑貨、調味料、インテリア小物、エプロン、ウェアなどを全国の百貨店、アウトレットなどで事業展開しています。また同じく料理家である栗原心平氏が出演するYouTube公式チャンネル「ごちそうさまチャンネル」を開設、動画内で使用したキッチンアイテムやこだわりの商品、厳選した産地直送の食品を販売する「ごちそうさまチャンネル Officialオンラインショップ」を展開し、新たな顧客獲得を進めております。

新型コロナウイルス感染症が拡大した当連結会計年度においては、全国の百貨店などに outlet している小売店舗の売上については、度重なる緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発出されるなか、 outlet している百貨店の要請により臨時休業・営業時間の短縮に応じたことによる来客数の減少にともない売上が伸び悩み状況に直面いたしました。しかしながら、4度目の緊急事態宣言が解除された2021年10月以降は徐々に人出が増え、個人消費も持ち直しの兆しが見えたこと、また10月に「オータムファッションフェア」、12月には「ウィンターセール」を開催したこともあり、売上は回復基調にあります。また、Eコマースにつきまちは、各種販売促進活動を積極的に進めました。YouTube公式チャンネル「ごちそうさまチャンネル」の動画内で使用したアイテムおよび厳選した産地直送の食品を販売する「ごちそうさまチャンネル Officialオンラインショップ」での売上が年間を通じて堅調に推移し、加えて11月にEC会員さま限定企画「ゆとりの空間の夫婦円満・家族で家事を楽しもう！ウィーク」を開催したこと等によりEコマース売上は順調に増加いたしました。さらに、栗原心平氏へのメディア出演オファーやレシピ監修案件等が増加したことにより、売上高は2,767,237千円（前連結会計年度の売上高は2,635,139千円）となりました。一方で昨年から取組んできた中長期的な製品開発力向上と売上総利益率向上を実現する、一部製品カテゴリーのライセンス契約の改定が10月に実施され一時的な構造改革費用が計上された結果、営業損失は72,804千円（前連結会計年度の営業利益は14,579千円）となりました。なお、前連結会計年度については、新型コロナウイルス感染症による休業に関わるコストを特別損失として計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、4,537,097千円（前連結会計年度は売上高6,658,742千円）となりました。また、営業損失は373,282千円（前連結会計年度は営業損失618,750千円）となりました。また、

営業外収益として、連結子会社が運営するオンラインショップへの不正アクセスによる個人情報漏えい（以下、「個人情報漏えい」）による保険金を「受取保険金」として12,478千円を計上、営業外費用として「支払利息」24,632千円等を計上したことにより、経常損失は398,204千円（前連結会計年度は経常損失816,312千円）となりました。さらに、特別利益として、株式会社トムスの株式を売却したことにより「投資有価証券売却益」64,800千円を計上、特別損失として、個人情報漏えいに関わる関連費用「情報セキュリティ対策費」45,775千円を計上、配信中である新作ゲーム「幽☆遊☆白書 GENKAIバトル魂（スピリッツ）」[日本版]が配信開始時に想定した収益に至らない為、将来の収益性を慎重に再検討した結果、その前払費用について、また、モバイルゲーム事業とキッチン雑貨事業で計上されているのれんについて再評価を行ったことにより「減損損失」695,308千円を計上いたしました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は1,093,512千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失721,809千円）となりました。

## ② 設備投資の状況

重要な設備投資は行っておりません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、2021年6月7日に発行した第三者割当て（割当先：株式会社SBI証券）による第33回新株予約権75,000個（発行価額：1個当たり44円）の発行をいたしました。2021年12月31日までに権利行使された第33回新株予約権数は45,785個で397,255千円の資金調達を行いました。

また、連結子会社である株式会社モブキャストゲームスにおいて金融機関等より長期借入金40,000千円、短期借入金140,000千円の調達、加えて、株式会社ゆとりの空間においては金融機関より長期借入金935,431千円、短期借入金200,000千円の調達を行い、総額で1,712,686千円の資金調達を行いました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、今後の事業展開において、業容を拡大し、経営基盤を安定化させるために、以下の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

### ① 収益力の強化

当社グループは、クリエイター主導企業が継続成長する仕組み作り、多様な資金調達ノウハウ、エンタメ・IT業界ネットワーク、の3つをグローバルニッチソリューションと定義付け、これらソリューションを活用し、世界観・意義・ストーリーのあるコンテンツを才能資源と共に生み出し、グローバル市場

に届けることを重要な戦略と位置付けています。これらの才能資源やIPの価値最大化の手段として、動画マーケティング・D2C等デジタルコンテンツを軸としたマーケティング戦略を強化しております。

モバイルゲーム事業につきましては、2020年度よりリスクの少ないゲーム企画・版權ライセンスのプロデュース型ビジネスを進めたことにより、当連結会計年度においては営業利益の黒字化を達成いたしました。また、費用面では、人件費その他コストをできる限り抑制し、筋肉質な経営体制に移行いたしました。2022年度においては、プロデュース型ビジネスと、パートナー開発会社との共同事業の形態でのゲーム開発および配信・運営を行うビジネスの2軸を中心に国内外にて事業展開をしてまいります。また、非ゲームでの領域においても収益の獲得を目指してまいります。

キッチン雑貨事業につきましては、2021年度におきましても、将来のIPOに向けた経営・事業基盤の強化を進めるとともに、料理家の栗原はるみ氏と栗原心平氏の2ブランドを主軸として各種SNSの強化を行い、販売促進活動を積極的に進め、Eコマースでの売上拡大を図ってまいりました。その結果、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて百貨店への来客数が減少し売上が伸び悩む状況に直面したものの、4度目の緊急事態宣言が解除された2021年10月以降の売上は回復基調にあります。さらに、年間を通じてEコマース売上が堅調に推移したことにより、当連結会計年度におけるキッチン雑貨事業の売上は前年対比5%増加いたしました。2022年度においても将来のIPOに向けた経営・事業基盤の強化をさらに進めつつ、栗原はるみ氏の世界観を醸成する商品づくりを行うことにより百貨店、Eコマース、ロイヤリティ収益拡大へと繋げ、さらに栗原心平氏についてはYouTube公式チャンネル「ごちそうさまチャンネル」をはじめとする各種SNS戦略の強化によってEコマースとロイヤリティ収益拡大を目指してまいります。

## ② サイトの安全性および健全性強化への対応

当社グループは、ユーザーが安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。当社グループは、ユーザーに対してインターネットを通して、ゲームコンテンツや各種サービスを提供する立場から、ユーザーが安心して利用できるようにサイト・各種サービスの安全性や健全性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。個人情報保護や知的財産保護等に関するサイト・各種サービスの安全性の強化に加え、利用規約の徹底やサイトパトロール等の体制強化など、健全性維持の取り組みを継続的に実施してまいります。



### ③ システムの強化

当社グループの事業は、主にインターネット上で展開されていることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、当社グループでは、ユーザー数増加やユーザー満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行ってまいります。

### ④ 組織体制の強化

当社グループは、今後のさらなる成長を目指す上で、その時点時点において、優秀な人材の確保や人材の能力を最大限に引き出す人事制度の構築、最適な組織設計が重要な経営課題であると認識しております。そのために、経営理念に沿った人事ポリシーを構築し、最適な人員数のコントロールが可能なモニタリング制度の導入を実現し、成長フェーズに合った評価制度、人材育成制度、報酬制度を導入してまいります。また、組織設計においては、当社グループ事業および戦略に応じて、常に最適な組織を模索し、役員および従業員の自律性を高め、より階層の少ない透明性の高い組織設計を行っていく方針であります。

### ⑤ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは2015年12月期より、6期連続して営業損失を計上し、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に関する疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

当社グループは、足元の業績改善を進めることにより当該状況を改善するために、以下の施策を講じることにより、事業面については収益の確保並びに費用の削減を進めるとともに、財務基盤の一層の安定化に取り組んでおります。

モバイルゲーム事業につきましては、2019年に株式会社ゲームゲートを吸収合併し、IPの取得とそのIPを使ったマネタイズの座組を構築し一定の料率の収益を受受するローリスクミドルリターンのプロデュース型モデルへと切り替えを行うとともに、戦略外および不採算タイトルからの撤退を行いました。プロデュース型モデルで利益が出る体質にすべく徹底したコスト削減を行ってきたことにより、前事業年度の第4四半期会計期間から継続して営業利益を計上しており、当連結会計年度においては営業利益黒字化を達成いたしました。当連結会計年度につきましては、日本国内で新作3タイトルの配信を開始いたしました。海外展開に関しては、著作権獲得と海外事業パートナーの開拓を進めており、2022年度以降に複数タイトルをアジア圏にて配信開始をする予定です。また、新規事業については、IP創出事業を進めております。これらのゲーム事業、新規事業にて国内外での更なる収益獲得を目指してまいります。

また、キッチン雑貨事業につきましては、当連結会計年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により度重なる緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発出されるなか、出店している百貨店の要請により臨時休業・営業時間の短縮を受け容れたことによる来客数の減少に伴い、売上も足踏みをせざるを得ない状況となりました。ただし、百貨店売上の回復基調の停滞は、あくまでも営業短縮等の影響によるものであり、前年対比+9.4%と増加傾向にあります。さらに、コロナ禍での消費者ニーズの変化に合わせ、SNS等を使ったターゲット層へダイレクトに伝わるプロモーション活動を積極的に実施したことによりEコマースによる売上は堅調に推移しております。2022年度においても引き続き、栗原はるみ、栗原心平両氏それぞれのブランドごとの事業戦略に基づき、コロナ禍またアフターコロナへ向けた消費者ニーズの変化に合わせ、Eコマース事業の強化、百貨店販売の効率化および新規事業等にて売上高を拡大および営業利益の黒字化をさせるべく事業を展開していく予定です。

2022年度においては、海外拠点からの撤退と新たな社外取締役の選任により、経営基盤の強化を図ってまいります。さらに、財務基盤の安定化につきましては、当連結会計年度において、新株予約権の行使により、397,255千円の資金調達を実施いたしました。2022年度以降は、営業損益の改善に努めるとともに、子会社事業に関係しない保有資産の売却等を検討してまいります。

しかしながら、今後の経済情勢等がこれらの施策に影響を及ぼし収益が計画どおり改善しない可能性があり、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

### (3) 財産および損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 15 期 (2018年12月期)	第 16 期 (2019年12月期)	第 17 期 (2020年12月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	7,245,582	6,681,631	6,658,742	4,537,097
経 常 損 失(△) (千円)	△630,997	△1,199,698	△816,312	△398,204
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△1,221,767	△1,428,694	△721,809	△1,093,512
1株当たり当期純損失(△) (円)	△69.83	△69.66	△26.83	△34.58
総 資 産 (千円)	4,467,509	6,941,708	3,622,107	2,789,910
純 資 産 (千円)	914,406	685,572	865,174	174,227

- (注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。
2. 第15期におきましては、モバイルゲーム事業の成長と株式会社トムスが連結対象へ加わったことで、前連結会計年度に比して売上が2倍以上に増加し、連結上における全体利益率が改善したことにより、経常損失および親会社株主に帰属する当期純損失は減少いたしました。
3. 第16期におきましては、売上、利益の拡大とエンターテインメント分野における新たな事業領域への拡大を目指し、2019年9月に株式会社ゆとりの空間、2019年11月には株式会社ゲームゲートの株式を取得し、それぞれ連結決算に含めました。
4. 第17期におきましては、2019年11月に株式取得した株式会社ゲームゲートを株式会社モブキャストゲームスに吸収合併いたしました。また、2020年6月に株式会社トムスの株式の80%を譲渡したことにより、第3四半期連結会計期間よりモータースポーツ事業を連結の範囲から除外し持分法適用の範囲に含めております。
5. 第18期の状況につきましては、「(1)当連結会計年度の事業の状況①事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 15 期 (2018年12月期)	第 16 期 (2019年12月期)	第 17 期 (2020年12月期)	第 18 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高又は営業収益 (千円)	1,985,916	351,249	141,042	45,974
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	72,950	△113,493	△415,579	△353,173
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△702,129	△1,399,140	△722,789	△1,101,312
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△40.13	△68.22	△26.87	△34.83
総 資 産 (千円)	1,264,271	1,105,542	947,838	357,610
純 資 産 (千円)	844,544	650,121	872,032	168,428

(注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主要な事業内容
株式会社モブキャストゲームス	10,000千円	100.0%	IPを用いたゲームおよびデジタルコンテンツ等のプロデュース事業、ゲームプラットフォーム「mobcast」の運営
株式会社 ゆとりの空間	50,000千円	60.4%	オリジナル食器、調理道具、婦人アパレル製品、キッチン雑貨の企画、製造、販売 栗原はるみセレクションの食器、雑貨の販売 栗原はるみのレシピによるレストランの運営 栗原はるみの主宰する雑誌の制作 Eコマース事業

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社は、モバイルゲーム事業およびキッチン雑貨事業を展開しております。

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

株式会社モブキャストホールディングスおよび株式会社モブキャストゲームス

本社：東京都港区六本木六丁目 8 番10号

株式会社 ゆとりの空間

本社：東京都目黒区碑文谷五丁目 9 番 8 号

(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
125 (119) 名	12名減 (12名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイトおよび派遣社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
13 (1) 名	8名減 (1名減)	43.5歳	2年4ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイトおよび派遣社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借入額 (千円)
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	787,298
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	381,530
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	180,000
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	100,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年6月26日にモータースポーツ事業を営む株式会社トムスのさらなる成長と、当社の資本効率を高めることを目的として、当社が保有する同株式80%を譲渡し、同日より当社の連結の範囲から除外することになりました。さらに、2021年2月12日に当社が保有する残りの同株式20%を譲渡いたしました。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めのあるときの権限行使の方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置づけており、剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。

今後につきましては、事業展開の状況と経営成績、財務状況を総合的に勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。

なお、当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

## 2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 45,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,586,808株
- (3) 株主数 11,788名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 ( 株 )	持 株 比 率 ( % )
藪 考 樹	4,570,800	13.21
株 式 会 社 SBI 証 券	1,447,100	4.18
山 下 博	1,206,000	3.48
株式会社ファミリーショップワタヤ	878,800	2.54
楽 天 証 券 株 式 会 社	817,700	2.36
寺 田 航 平	450,000	1.30
ハクパ写真産業株式会社	300,000	0.86
海 老 根 智 仁	294,700	0.85
大 和 証 券 株 式 会 社	262,100	0.75
井 川 篤 一	230,000	0.66

### (5) その他株式に関する重要な事

発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使により、4,578,500株を発行したことによるものです。

## 3. 新株予約権等の状況

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項 (2021年12月31日現在)

2021年5月21日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第33回新株予約権
発行決議日	2021年5月21日
新株予約権割当の対象者	株式会社SBI証券
新株予約権の総数	75,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 7,500,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 44円
新株予約権の払込期日	2021年6月7日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	126円
行使価額の修正条件	本新株予約権の各行使請求の効力は、行使請求受付場所(三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部)に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が当社の定める口座に入金された日(以下「修正日」という。)に発生する。修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日)をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が63円(以下「下限行使価額」といい、「(注)行使価額の調整」の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権の行使期間	2021年6月8日から 2023年6月7日まで
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 行使価額の調整

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

新発行・処分株式数×1株当たりの払込金額

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てに



よる場合を含む。) (但し、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。) 以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) を発行又は付与する場合 (但し、当社又はその関係会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。) の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権の場合は割当日) 以降又は (無償割当ての場合は) 効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役および監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	藪 考 樹	CEO レトロログラース株式会社 取締役 The Human Miracle株式会社 取締役 あおみどり株式会社 取締役 株式会社ゆとりの空間 取締役
取 締 役	岡 田 晋	CFO 管理本部長 株式会社松風 代表取締役社長 株式会社モブキャストフィナンシャル 取締役 株式会社レイル 取締役 株式会社モブキャストゲームス 取締役
取 締 役	佐 武 利 治	レトロログラース株式会社 取締役 株式会社ゆとりの空間 取締役執行役員
取 締 役	内 田 康 史	株式会社ツインエンジン 取締役 MOBCAST international, inc 代表取締役 CEO
社 外 取 締 役	繁 松 徹 也	アンランジュ株式会社 代表取締役社長 アット・ザ・シアター株式会社 代表取締役 社長 AZAPAエンジニアリング株式会社 社外取締 役
常 勤 監 査 役	大 槻 浩 一	株式会社モブキャストゲームス 監査役
社 外 監 査 役	内 藤 篤	青山総合法律事務所 代表 株式会社ダッサイフィルムズ 監査役
社 外 監 査 役	藤 田 誠 司	株式会社スイッチメディア 監査役 株式会社ジェイメック 代表取締役副社長 藤田公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 監査役 藤田誠司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、取締役 繁松徹也氏、監査役 内藤篤氏および藤田誠司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

#### イ. 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を以下の通り決定しております。

#### 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益(当連結会計年度の営業損失は373,282千円)の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる

業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、新株予約権を交付する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。取締役会（5の委任を受けた代表取締役CEO）は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝7：2：1とする（KPIを100%達成の場合）。

役位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役CEO	60%	35%	5%
取締役CFO	65%	30%	5%
取締役	70%	25%	5%

(注)業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、新株予約権である。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役CEO藪考樹がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、取締役の個人別の報酬等の決定権限を委任した理由は、各取締役の評価を行うには代表取締役CEO藪考樹が最も適しているとの判断によるものであります。また、非金銭報酬等は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとする。

6. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内かつ報酬に関する方針に基づき作成した報酬案が取締役会において決議されていることから、その内容は決定方針に沿うものと判断しております。

## ロ. 役員の報酬等に関する株主総会の決議の内容

当社の役員報酬の額は、2012年3月8日開催の第8回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額4億円以内（うち社外取締役の定額報酬は年額5千万円以内。いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査役の報酬は年額5千万円以内となっております。ストックオプションに基づく報酬として取締役年額1億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まず、左記金額のうち社外取締役のストックオプションに基づく報酬は年額5千万円以内）、監査役年額2千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役1名）、監査役の員数は4名です。当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会に一任された代表取締役CEO藪考樹であり、株主総会にて決議された報酬総額の範囲内において、分掌範囲、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

## ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者および当該方針の決定に関与する委員会の概要等

上記イ。「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」5.に記載しております。

## 二. 業績連動報酬の概要

上記イ。「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」3. および4.に記載しております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	65,104千円 ( 3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,200千円 ( 4,800千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	78,304千円 ( 8,400千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬等の額には、業績連動報酬等、非金銭報酬等の支給はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役 繁松徹也は、アンランジュ株式会社の代表取締役社長、アット・ザ・シアター株式会社の代表取締役社長およびAZAPAエンジニアリング株式会社の社外取締役を兼務しております。各社および法人と当社との間には取引関係はございません。
  - ・監査役 内藤篤氏は、青山綜合法律事務所の代表を兼務しております。同所と当社は顧問契約に基づく法律顧問の取引を行っております。また、株式会社ダッサイフィルムズの監査役を兼務しており、同社と当社との間には取引関係はございません。
  - ・監査役 藤田誠司は、株式会社スイッチメディアの監査役、株式会社ジェイメックの代表取締役副社長および藤田公認会計士事務所の代表を兼務しております。各社および法人と当社との間には取引関係はございません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 繁松徹也	13回	100%	—	—
監査役 内藤篤	13回	100%	14回	100%
監査役 藤田誠司	13回	100%	14回	100%

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

- ・当事業年度における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	繁松徹也	エンターテインメント事業領域を中心とした経営者としての豊富な経験と幅広い見識から経営上有用な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言と提言を行っております。
社外監査役	内藤敦	弁護士としての高度な専門性と幅広い見識に基づき、当社の監査体制の強化および経営執行の適法性確保のため、業務執行を行う経営陣から独立した中立かつ客観的な視点で、適宜質問、助言を行っております。
社外監査役	藤田誠司	公認会計士としての会計監査経験と専門的知見に基づき、当社の監査体制の強化および経営執行の適法性確保のため、業務執行を行う経営陣から独立した中立かつ客観的な視点で、適宜質問、助言を行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 八重洲監査法人

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会が会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛てに提出いたします。



## 6. 会社の体制および方針

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守および社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成します。

(b) 「コンプライアンス規程」等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセスおよび業務執行において、会社を横断する調査、監督指導を行います。

(c) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程および監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告します。

(d) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告します。

(e) 内部監査は、内部監査担当部門が行っております。内部統制システムの一環として内部監査責任者が内部監査担当者に指示し、社内の各業務が定められた諸規程、諸制度に従って合理的、効率的に遂行されているか、および、経営上の決定事項がその目的に従い正しく遂行されているかどうかの監査を内部監査計画に基づき実施しております。内部監査担当部門は、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行います。また、内部監査の内容は、代表取締役社長以下関係役員および監査役にも報告され、経営力の強化を図ります。

(f) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止します。

(g) 金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを構築・運用し、業務の改善に努めます。

(h) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性および網羅性を確保します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報および文書の取扱いは、法令および社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。

- (b) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い担当者を明確にし、適切に管理します。
  - (c) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図ります。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 「リスク管理規程」を制定し、潜在的リスクの早期発見および不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めます。
  - (b) 不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画および業務目標を明確にし、各業務を執行します。
  - (b) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとします。
  - (c) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者およびその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社における業務の適正を確保するため、「グループ会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告を行うほか、子会社の取締役会の決議・報告内容を当社取締役会において適宜報告します。
  - (b) 当社の内部監査部門は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言を行います。
  - (c) 当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行います。
  - (d) 当社および子会社は、内部通報制度を設け、当社および子会社の役員・使用人は当社の窓口を通じて直接又は間接的に通報することができます。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (a) 内部監査担当部門が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助します。

- (b) 監査役が補助者の設置を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人を決定します。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役を補助する使用人を設置した場合、当該使用人はその要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとします。
  - (b) 監査役を補助する使用人の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で、代表取締役社長が決定することとします。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセスおよび業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役および従業員にその説明を求めます。
  - (b) 取締役および従業員ならびに子会社の取締役および従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。
  - (c) 取締役および子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
- ⑨ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。
  - (b) 監査役、会計監査人および内部監査担当部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図ります。
  - (c) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもちます。
  - (d) 監査役会は独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができます。また、それに係る費用は、適時適切に会社が負担します。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- (a) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断します。
  - (b) 反社会的勢力の排除に関する対応部門を設け、違法行為・不当要求へ対処する体制を整え、さらに反社会的勢力および団体とは断固として対決することを全ての従業員に周知徹底します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査担当部門がモニタリングし、改善すべき事項がある場合には、取締役会に報告のうえ、改善をすすめております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社およびグループの従業員に対し、階層に応じたコンプライアンス研修を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ リスク管理体制

経営会議において、各本部およびグループ会社から報告されたリスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努めたほか、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### ④ 内部監査

内部監査担当部門が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,574,679</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,373,093</b>
現金及び預金	337,890	支払手形及び買掛金	324,535
受取手形及び売掛金	452,463	短期借入金	200,000
商品及び製品	446,736	1年内返済予定長期借入金	89,511
前払費用	264,972	未払金	342,090
その他	72,616	未払法人税等	6,866
		前受金	253,538
		その他	156,550
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,215,230</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,242,589</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>944,426</b>	長期借入金	1,159,317
建物及び構築物	120,795	繰延税金負債	54,370
工具、器具及び備品	21,046	退職給付に係る負債	26,326
土地	800,000	その他	2,575
その他	2,585	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,615,682</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>69,595</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
ソフトウェア仮勘定	47,013	<b>株 主 資 本</b>	<b>173,248</b>
その他	22,581	資本金	1,172,002
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>201,208</b>	資本剰余金	826,324
投資有価証券	131,402	利益剰余金	△1,825,078
その他	76,105	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△536</b>
貸倒引当金	△6,300	その他有価証券評価差額金	△160
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,789,910</b>	為替換算調整勘定	△375
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>1,515</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>174,227</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>2,789,910</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,537,097
売上原価		2,352,146
売上総利益		2,184,951
販売費及び一般管理費		2,558,234
営業外収益		373,282
営業外費用		32,535
受取利息	27	
受取配当金	1	
受取保険金	12,478	
受取貸料	7,200	
その他	12,828	
営業外費用		57,457
支払利息	24,632	
為替差損	113	
支払手数料	5,242	
分法による投資損失	9,779	
投資事業組合運用損	2,837	
新株予約権発行費	7,056	
株式交付費	963	
その他	6,832	
経常損		398,204
特別利益		67,680
投資有価証券売却益	64,800	
新株予約権戻入益	2,880	
特別損失		754,963
減損損失	695,308	
固定資産除却損	2,357	
情報セキュリティ対策費	45,775	
投資有価証券評価損	11,521	
税金等調整前当期純損失		1,085,487
法人税、住民税及び事業税	8,024	8,024
当期純損失		1,093,512
親会社株主に帰属する当期純損失		1,093,512

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	972,367	626,689	△736,041	863,014
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	199,635	199,635		399,270
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,093,512	△1,093,512
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動			4,475	4,475
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	199,635	199,635	△1,089,036	△689,766
当 期 末 残 高	1,172,002	826,324	△1,825,078	173,248

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 子 約 株 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△33	△691	△725	2,885	865,174
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					399,270
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△1,093,512
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動					4,475
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△126	315	189	△1,369	△1,180
当 期 変 動 額 合 計	△126	315	189	△1,369	△690,946
当 期 末 残 高	△160	△375	△536	1,515	174,227

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	139,983	流動負債	50,932
現金及び預金	111,989	関係会社短期借入金	19,386
未収入金	3,156	未払金	17,801
関係会社短期貸付金	80,000	未払法人税等	2,615
その他	29,393	その他	11,129
貸倒引当金	△84,555		
固定資産	217,626	固定負債	138,249
有形固定資産	15,433	関係会社事業損失引当金	135,673
建物	2,916	その他	2,575
工具、器具及び備品	9,932	負債合計	189,181
その他	2,585	(純資産の部)	
無形固定資産	24,191	株主資本	167,143
ソフトウェア	19,522	資本金	1,172,002
その他	4,668	資本剰余金	819,243
投資その他の資産	178,002	資本準備金	819,243
投資有価証券	50	利益剰余金	△1,824,102
関係会社株式	151,149	その他利益剰余金	△1,824,102
敷金	26,602	繰越利益剰余金	△1,824,102
関係会社長期貸付金	181,324	新株予約権	1,285
破産更生債権等	6,300	純資産合計	168,428
その他	200	負債及び純資産合計	357,610
貸倒引当金	△187,624		
資産合計	357,610		

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		45,974
営 業 費 用		402,346
営 業 損 失		356,371
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,726	
受 取 保 険 金	12,478	
そ の 他	860	15,065
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	835	
株 式 交 付 費	963	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,837	
新 株 予 約 権 発 行 費	7,056	
そ の 他	175	11,867
経 常 損 失		353,173
特 別 利 益		
有 価 証 券 売 却 益	129,153	
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,880	132,033
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	660	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	477,923	
関 係 会 社 事 業 損 失	401,553	880,137
税 引 前 当 期 純 損 失		1,101,277
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35	35
当 期 純 損 失		1,101,312

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合	
		資 準 備	資 剰 余 金 合 計	そ の 他 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	972,367	619,608	619,608	△722,789	△722,789	869,186	
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
新 株 の 発 行	199,635	199,635	199,635			399,270	
当 期 純 損 失 ( △ )				△1,101,312	△1,101,312	△1,101,312	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )							
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	199,635	199,635	199,635	△1,101,312	△1,101,312	△702,042	
当 期 末 残 高	1,172,002	819,243	819,243	△1,824,102	△1,824,102	167,143	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	△33	2,880	872,032
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
新 株 の 発 行			399,270
当 期 純 損 失 ( △ )			△1,101,312
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	33	△1,594	△1,560
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	33	△1,594	△703,603
当 期 末 残 高	-	1,285	168,428

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年3月1日

株式会社モブキャストホールディングス  
取締役会 御中

八重洲監査法人 東京都千代田区	
代表社員	公認会計士 三井 智宇
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 廣瀬 達也
業務執行社員	
業務執行社員	公認会計士 井口 智弘

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モブキャストホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モブキャストホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで6期連続で営業損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年3月1日

株式会社モブキャストホールディングス  
取締役会 御中

八重洲監査法人 東京都千代田区	
代表社員	公認会計士 三井 智宇
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 廣瀬 達也
業務執行社員	
業務執行社員	公認会計士 井口 智弘

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社モブキャストホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで6期連続で当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月2日

株式会社モブキャストホールディングス 監査役会

常勤監査役 大槻 浩一 (印)

社外監査役 内藤 篤 (印)

社外監査役 藤田 誠司 (印)

以上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 当社の発行可能株式総数は45,500,000株であります。2022年1月31日現在の当社発行済株式総数は34,588,308株となっております。

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を増加させるものであります。

(2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」の開催が認められたことに伴い、場所の定めのない株主総会の開催を可能とするため、現行定款第13条第2項に場所の定めのない株主総会の開催の追加をお願いするものであります。

当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や、天災地変が発生し、株主総会を開催する時点においてもその影響が継続しているか、継続していることが合理的に予想されるような場合を想定しますと、株主様の健康や安全に配慮してご来場を極力ご遠慮願う対応をとりつつも、株主総会の場所を設けて株主総会を開催すること自体が、株主総会の開催方法として必ずしも最良の選択肢ではないケースが今後もあり得ると考えております。また、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながると考えております。

本議案が承認可決された場合、当社が「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣および法務大臣の確認を受けたことを条件として、当該確認を受けた日をもって効力が生じるものとします。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により株主総会参考書類等の電子提供措置の制度が新設され、2022年9月1日に施行されますので、施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条から第5条 (条文省略)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>45,500,000株</u>とする。</p> <p>第7条から第12条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条から第5条 (現行どおり)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>90,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条から第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やぶ こう き 藪 考 樹 1970年10月14日	1992年4月 株式会社ティーアンドシー 入社 1993年4月 東京工販株式会社入社 1995年2月 株式会社藤和土地建物 (現エクセルランド株式会社) 入社 1995年12月 株式会社ベルパーク入社 1999年9月 同社 取締役営業本部長 2000年7月 同社 常務取締役 営業本部長 2003年1月 同社 常務取締役 グループ事業統括本部担当 ジェイフォンサービス株式会社 (現株式会社ジャパンプロスタッフ) 代表取締役社長 2004年3月 当社設立 代表取締役 CEO(現任) 2017年8月 レトログラフィクス株式会社 取締役(現任) 2018年5月 The Human Miracle株式会社 取締役(現任) 2020年10月 あおみどり株式会社 取締役(現任) 2021年3月 株式会社ゆとりの空間 取締役(現任)	4,586,900株
2	おかだ すずむ 岡田 晋 1967年4月7日	1992年5月 トヨタファイナンス株式会社 入社 2004年5月 株式会社ステップス・パートナーズ 設立 代表取締役 2006年6月 株式会社キューブシー 設立 取締役最高財務責任者 2015年3月 日本和装ホールディングス株式会社 取締役 2016年4月 株式会社松風 代表取締役社長(現任) 2017年4月 株式会社モブキャスト・エンターテインメント(現株式会社モブキャストフィナンシャル) 取締役(現任) 2018年2月 株式会社トムス 取締役 2018年3月 当社 取締役管理本部長 2019年10月 株式会社ゆとりの空間 監査役 2019年10月 株式会社レイル 取締役(現任) 2020年3月 株式会社モブキャストゲームス 取締役(現任) 2021年3月 当社 取締役CFO 管理本部長(現任)	38,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	さ た け と し は る 佐 武 利 治 1958年3月30日	1980年4月 日本NCR株式会社入社 1985年4月 株式会社イッセイミヤケ入社 2000年7月 同社 常務取締役 2003年11月 株式会社デジタルガレージ入社 2004年5月 株式会社イーコンテクト 代表取締役 2009年1月 株式会社オプト入社 会長付新規事業開発部長 2011年7月 同社 執行役員 2013年4月 株式会社エス・エム・エス入社 管理本 部長 2015年1月 当社入社 管理本部副部長 2015年3月 当社 取締役 管理本部長 2016年3月 当社 取締役 (現任) 2018年3月 レトロワグラス株式会社 監査役 2020年1月 同社 取締役 (現任) 2020年3月 株式会社ゆとりの空間 執行役員 (現任) 2021年3月 同社 取締役 (現任)	12,599株
4	し げ ま つ て つ や 繁 松 徹 也 1968年1月6日	1990年4月 株式会社富士銀行 入行 2000年1月 株式会社ティール・ワイ・オー 入社 2004年12月 同社 常務取締役経営企画部長兼グルー プ執行役員 2005年6月 コンセイユ・レジャンデル株式会社 代表取締役社長 2007年1月 フィールズ株式会社 入社 2007年6月 同社 専務取締役グループ戦略本部長 2010年4月 円谷プロダクション 取締役 2016年4月 フィールズ株式会社 代表取締役社長 2018年7月 アンランジュ株式会社 代表取締役社長 (現任) 2020年3月 当社 取締役 (現任) 2020年4月 アット・ザ・シアター株式会社 代表取 締役社長 (現任) 2020年9月 AZAPAエンジニアリング株式会社 社外取 締役 (現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	はんだ かつひこ 半田 勝彦 1972年5月9日	1995年4月 株式会社大広 入社 1999年6月 株式会社エイティーン・エンタテインメント 入社 2001年6月 株式会社博報堂 入社 2003年12月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズへ移籍 2006年6月 株式会社F1メディア 代表取締役社長 2009年4月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ雑誌局出版ビジネス部長 2014年4月 同社 メディアビジネス開発センター開発三部長 2017年4月 株式会社博報堂DYアウトドア 取締役デジタル戦略担当 2017年11月 株式会社ドリームインキュベータ 入社 2018年3月 株式会社ボードウォーク 取締役 (現任) 2019年10月 株式会社ドリームインキュベータ 執行役員 (現任) 2021年2月 ピークス株式会社 代表取締役 兼 取締役会議長 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記「所有する当社の株式数」には、当社役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 繁松徹也氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、フィールズ株式会社の代表取締役ならびに円谷プロダクションの取締役など要職を歴任される中で培った経営全般にわたる知識とエンタメ業界における豊富な経験から、当社の経営に対し客観的な立場での確かな提言・助言をいただけたと判断したため選任をお願いするものであります。なお、アンランジュ株式会社、アット・ザ・シアター株式会社、AZAPAエンジニアリング株式会社と当社との間に取引関係はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような事項はありません。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 半田勝彦氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、これまで培った広告代理店業界における幅広い見識と豊富な経験を有し、株式会社博報堂DYアウトドアで取締役、ピークス株式会社で代表取締役と経営経験もあり、当社取締役会の意思決定に際して適切な助言、指導をいただけたと判断したため選任をお願いするものであります。なお、ピークス株式会社、株式会社ドリームインキュベータ、株式会社ボードウォークと当社との間に取引関係はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような事項はありません。
5. 繁松徹也氏は、社外取締役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、半田勝彦氏の選任が承認された場合、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。繁松徹也氏および半田勝彦氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
6. 繁松徹也氏および半田勝彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 繁松徹也氏および半田勝彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 繁松徹也氏および半田勝彦氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の時点以降に業務執行者であったことはありません。
9. 繁松徹也氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第1項

の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。また、半田勝彦氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。

10. 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年7月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。新任の候補者については、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

- ・填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年3月26日開催の第17回定時株主総会において補欠監査役に選任されました林田 浩志氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
はやしだ ひろし 林田 浩志 1956年5月3日	1985年4月 大谷共同会計事務所 入所	—
	1988年12月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 入社	
	1996年6月 株式会社ケイマックス 管理部門担当役員	
	2000年4月 株式会社レジラ 代表取締役	
	2004年4月 林田税理士・行政書士事務所 所長(現任)	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。  
なお、当該候補者が社外監査役に就任した場合、当社は当該候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、独立役員として届け出る予定であります。
3. 補欠監査役候補者は、税理士および行政書士としての専門的な知識・経験を有し、事業会社での経営経験も豊富であることから、社外監査役として就任した場合には、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 補欠監査役候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
5. 補欠監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 補欠監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 補欠監査役候補者は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
8. 補欠監査役候補者が社外監査役に就任した場合、補欠監査役候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく各損害賠償責任の限度額は金200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする予定であります。
9. 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年7月更新の予定であります。本議案でお諮りする候補者については、社外監査役に就任した場合に被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は特約部分も含め当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
  - ・填補の対象となる保険事故の概要  
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由があります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である八重洲監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任するため、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	みかさ監査法人	
事業所	東京都中央区八重洲1-1-8 八重洲KTビル5階	
沿 革	2006年6月15日	前身であるノイエスト公認会計士共同事務所を法人化して設立
	2009年6月5日	目的に公認会計士法第2条第2項業務を追加
	2016年8月1日	事務所所在地を東京都中央区八重洲1-1-8八重洲KTビル5階に移転
概 要	資本金	4,000千円
	構成人員	
	代表社員	4名
	社員	1名
	公認会計士	9名
	その他	4名
	事務局	2名
		合計20名

(注) 監査役会がみかさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の会計監査人評価および選定基準に照らし、同監査法人が当社の会計監査人に必要な専門性、独立性および適切性を備えており、職務遂行能力等を総合的に勘案した結果、適正と判断したためであります。

以 上









